

松井教授著「労働組合法」

(アメリカ経済法令研究2)

——ワグナー法よりタフト・ハートレー法へ——

恒 藤 武 二

労働法の分野において、比較法學的研究が重要であることは言うまでもない。特に米國法については、現に労組法、労調法改正試案によつても明らかなように、米國法の影響は強くあらわれる状勢にある故、その法自體の正確な認識と共にさらに米國労働法の根底に流れている精神——くだいて言えば労資間の労働關係についてのものの考え方を充分に理解することが、わが日本労働法を解釋し又批判する上に缺くことが出来ないこととして要求されていると言つても差支えなかろう。米國の労働法については、昨年吾妻光俊博士が「労働法の展開」と題してすぐれた研究を發表され、その第一篇はアメリカ労働法の體制と言ふ標題で、シャーマン法成立以後の労働法の發展過程を鮮やかに、えがき出されると共に、タフト・ハートレイ法についても精緻な分析をなされている。只吾妻博士のこの著書は専門的立場から書かれたものであり、從つて米國法についての入門書で

はなく、概観的知識を求める初學者にとつてはやや難解である。この點では、本學經濟學部松井七郎教授が昨秋公刊された「労働組合法」(アメリカ経済法令研究2)は、労働問題研究の權威である教授が、研究の重點を、「労組法の背後ににおける労資經濟關係の分析」におきつつ、そのために必要な範圍においてのみ法律面に觸れて執筆されたものであるが、しかもこの執筆意圖の故に、敍述は概観的であると同時に且法的に重要な問題がわかりやすく解説されており、米國の労働組合法についての最も適當な入門書として大きな意義を持つものと言える。

本書は全部で十章に分かれ、第一、労働法の基本問題、第一、組合闘争手段の法的地位、第三、經營者闘争手段の法的地位、第四、トラスト禁止法と組合、第五、禁止令とノーリス・ラガーディア法、第六、全國產業復興法と労働規定、第七、全國労働關係法(ワグナー法)、第八、タフト・ハートレイ法、第九、國家の爭議解決手段、第十、結語となつてゐる。第一章においては主として、個人主義的な、財産權絕對尊重の立場にあるアメリカ憲法が労働法の發展に對し障碍となつた事實、及びこの障礙がいかに解決されたかについて、「階級的立法と社會的立法」「労働立法の障碍」「公權と労働立法」「適法手續と公益目的」等の各節において要領よく解説されている。問題は社會立法がある特定の階級にのみ利益を與える「法の平等なる保護」の原則に反する階級的立法であるか否か、即それは、憲法の保障する個人の契約に關する自由權を「適法手續」によらずして侵害

するものであるかどうかと云う點にあり、(本書五頁以下)之に對して「ホリドン対ハーディー判決に於て、大審院は初めて労資の交渉力の實質的相違を確認し、個々の労働者は經濟力に於ても、又交渉力に於ても使用者と對等ではないから、交渉に於ける弱者を保護する労働立法は階級立法ではない。國家が交渉力の弱い労働者を保護しなければ、反つて憲法に保障された「法の平等なる保護」を拒否するものである。更に總ての使用者及び労働者は、各々の階級内に於ては法の平等な取扱を受けしており、所謂妥當なる分類であつて階級立法でないことを明かにした。」のであつた。(本書一四一一五頁) 第二章・第三章においては先ず、英米法にあつて長く組合活動を制約した共謀犯の法理 (Doctrine of Conspiracy) について解説され、以下労働者及び使用者の鬭争手段の個々について説明されている。この部分では我々は坐込罷業、ボイコット・ピケッティング、組合レッテル・ブラックリスト等々の事項について、これらが米法においていかに法的に扱われているかを知ることが出来る。ここでもし本書に事項索引がついてをれば一層便利であるように感じたことをつけ加へたい。なほ米國には「バーンズ罷業破り禁止法」のごとき法が存在することは、あまり知られていないが注目すべきことであろう。(本書五〇頁參照)

第四章以下第八章迄はシャーマン法以後タフト・ハートレー法に至る法發展の過程についてのべられると共にワグナー法及びタフト・ハートレー法について相當紙面をさいて精しく説

明されている。第五章の第三節で禁止令 (Injunction) についての批判をされているが、その中で「最近、財産権の内容が單に有形の財産のみならず、暖簾や企業の經營權の如き無形財産をも含むようになつた。そのため監視、ボイコット等の罷業手段が、財產權侵害という理由で禁止令發令の對象とされるに至つた。併し他方憲法上強制労働を労働者に課することは出來ないから、労働者は自由に仕事を止める権利を有している。そこで罷業の場合、労働者の仕事を中止する権利と經營者の事業を繼續する権利とが衝突する。この場合、罷業やボイコットに對してはよく禁止令が發令されるが、經營者の鬭争手段である工場閉鎖やブラック・リストに對しては禁止令の發令されることは殆んどない。」にも禁止令の發令が一方的であるという事實が存在する。」と述べてをられるのは、我國の現状とあはせ考えると興味深い。(本書六九頁)

第九章は各州及び聯邦の設置せる各種の爭議解決機關が紹介せられてあり、この方面についての研究の未だ少い現在貴重なる研究資料と思われる。本書全體を通じ單に聯邦法のみでなく各州法について多くの點で言及されているが、之は教授のがい博な研究によつて初めて可能になつたことであろう。なほ第九章第十節で全國労働關係委員會(一九三四年法による)を説明されつて「委員會の制定した規則のうち、多數決支配、即ち、一定適正單位に於ける從業員の多數により合法的に選出された代表者との團體交渉を、拒否することを非合法とした規定ほど、

紛争を惹起しました時間を浪費したものはなかつた」と述べられているのは注目に値する。(本書一八四頁)

以上ごく簡単に松井教授の新著を紹介させて戴いたが、長年米國に留学され、米國の労働問題について深い理解を持つておられる同教授が、米國の代表的文献を引用しつつ著された本書は、米國労働法の精神を換言すれば、労働問題についての米國的な考え方を我々が知る上にも大きな意味を持つと考えられる。

昨年秋以来、松井教授はロックフェラー財團の招へいを受け渡米され、我國の労働事情について各地で、講演をされてゐる。又多忙の中に米國の労働問題についての研究を進めておられる由であるが、多くの新しい研究成果をたずさえて無事教授が歸朝されることを祈りつつ、不十分な紹介を終らせて戴くことにする(一九四九・四・一)

寄附をよせられた校友各位への挨拶

さきに本法學部において「同志社法律政治叢書刊行のため寄附金を募集致しましたところ各方面より御懇篤なる激励のお言葉と共に左の如き御寄附を戴きました。その後刊行委員に於て著々準備致しておりますが資材その他の値上りのため現在の

金額では單行本として叢書を刊行することは不可能となりました。此の點母校同志社法學部に對し寄せられた皆様の御厚意にこたえることが出来ない結果になつたことを申譯なく思つております。しかしながら時恰も「同志社法學」創刊の期に當つておりますので御寄附下さいました金額をこの法學部機關誌の充實のために使用しこの面において研究の成果をより充分に展開することにより御期待にそいたいと考へております。皆様の御意向をお伺いしたかつたのですが大局的立場より刊行委員の獨斷を御許し下さることをお願い申し上げます。

左に寄附者御芳名を列記し紙面により本學部に寄せられた皆様の御厚意に對し深く感謝の意を表し併せて今後の御後援をお願いする次第でございます。

同志社大學法學部
(到着順・敬稱略)

藤井 武二	五、〇〇〇圓
關俊秋	五、〇〇〇圓
井原則輔	一〇〇圓
成川正	三〇〇圓
福島清	二〇〇圓
上田泰次郎	五〇〇圓
大森道夫	一〇〇圓
倉田彬士	二〇〇圓
小山田新	一〇〇圓